法規的告示

○経済産業省告示第百二十一号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～五　（略）	一～五　（略）
六　自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して役務の提供を行う場合	六　自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合
（削る）	七　自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して役務の提供を行う場合
（削る）	八　自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して役務の提供を行う場合
（削る）	九　自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して役務の提供を行う場合
（削る）	十　自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して役務の提供を行う場合
（削る）	十一　自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して役務の提供を行う場合
七～十五　（略）	十二～二十　（略）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　令和七年経済産業省告示第五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表一に掲げる場合はこの限りでない。	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定める。
一　その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第三号の二ハ及び第四号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定め、平成二十年十一月一日から施行する。
	一　その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。
	（新設）